

甘楽富岡地域の新規参入就農者募集要領

群馬県甘楽富岡地域(富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町)では、農業に関心を持ち、将来、農業を職業として考えている方を対象に就農相談を実施しています。

また、就農希望者が自身の農業への適性を見極める機会としていただくことを目的に、短期の農業体験を実施しています。

1 対象者

- ・甘楽富岡地域で独立自営就農を目指す、健康で積極的且つ意欲のある人。
- ・技術習得のための1～2年の長期研修を受講でき、長期研修終了後1年以内の就農を目指す人。
- ・農業で収入を得られるまでの、生活等を維持できる自己資金をお持ちの人。

2 就農相談～農業体験の流れ

- ① 就農相談申込書提出 (様式1) : 就農相談希望者は、就農相談を希望する時期の2ヶ月前までに「様式1」を、就農を希望する市町村へ提出。
申し込みを受けた機関より申し込み者に連絡し、面談の日程調整を行う。
- ② 就農相談(面談①)の実施 : 申し込み先の市町村にて実施。
就農への考え方を確認。
農業体験の実施等について話し合い。
- ③ 農業体験実施の決定 : 農業指導センターまたは市町村より、農業体験の実施について、御本人へ連絡。
- ④ 農業体験の実施 : 2日以上の実験を実施
- ⑤ 面談(②)の実施 : 原則、体験最終日の16時以降に実施。
農業体験後の就農に対する意向等を確認。
- ⑥ 関係者協議 : リポート農業体験または長期研修実施の可否を判断。
結果を本人へ連絡。
- ⑦ 協議結果「否」の場合 : 就農相談を打ち切り終了とする。
- ⑧ 協議結果「可」の場合 : 本人の意向を確認の上、次のステップについての打合せ。
(④農業体験(リポート体験)、⑤面談・⑧意向確認の繰り返し、または長期研修へ移行。)

3 費用等

就農相談及び農業体験参加費は無料ですが、以下の点に注意してください。

- 相談・体験参加に要する交通費、飲食費、宿泊料、傷害保険料等は、自己負担となります。
- 参加者への報酬等の支給はありません。

4 注意事項

① お申し込みの際の注意事項

- 就農相談を希望する2ヶ月前までに、様式1「新規就農相談申込書」を、就農を希望する市町村へ郵送またはFAXで提出してください。
- お申し込み後、面談にお越しいただきます。面談において、就農への意欲・意向を確認させていただいた上で、農業体験についての相談を行います。なお、ご希望に添えないこともございます。また、就農を保証するものではありませんのでご承知置き願います。

② 農業体験参加の際の注意事項

- 原則として各自で体験農家まで通っていただきます。また、宿泊が必要な場合は各自で手配してください。
- 万が一の場合に備えて、各自で傷害保険への加入をお願いします。
- 農業体験時の飲食物などは各自で用意してください。
- 参加者の健康状態、天候状況等によっては、体験農家等の判断で研修を中止することがあります。また、中止の場合であっても、自己負担いただいた費用は補償いたしません。
- 就農相談・農業体験日決定後、参加を取消・変更する場合は、必ず事前に事務局まで連絡してください。

5 就農相談の申込先

- 就農を希望する市町村へお申し込みください。

富岡市

経済産業部農林課農業振興係

(群馬県富岡市富岡1460-1)

☎ 0274-62-1511

Fax 0274-62-0357

下仁田町

農林課農業係

(群馬県下仁田町下仁田682)

☎ 0274-82-2111

Fax 0274-82-5766

南牧村

振興整備課産業係

(群馬県南牧村大日向1098)

☎ 0274-87-2011

Fax 0274-87-3628

甘楽町

産業課農林係

(群馬県甘楽町小幡161-1)

☎ 0274-74-3131

Fax 0274-74-5813

- お問い合わせの場合

富岡地区農業指導センター 担い手支援係

☎ 0274-63-6711

Fax 0274-64-5227